

規格艇使用に関する内規

公益社団法人日本ボート協会（以下、「本協会」という。）は、配艇制度で実施する大会（以下、「大会」という。）における競漕艇の使用可能年限とその取扱いについて以下の通り内規を定める。

なお、本内規は業務執行会議承認事項とする。

第1条（目的等）

1 本内規は、配艇制度で実施する国民体育大会ボート競技、全日本高等学校選手権競漕大会等で使用する競漕艇の仕様・規格に際し、その使用可能年限及び各大会運営上の目安となる基準について定めるものである。

2 本内規の運用については、各開催自治体や都道府県協会と日本協会国体専門委員会が、その実情を勘案し協議の上決定することとする。

第2条（使用制限等）

1 大会で使用する艇は、製造年月日から4年以内のものとする。ただし、使用回数や整備状況等に鑑み、劣化がほとんどなく4年以内のものと品質等において遜色がない艇については、国民体育大会ボート競技においては6年を限度として、その他の大会においては10年を限度として使用を認める。

2 前項ただし書に基づき、製造年月日から4年を超えて使用する場合には、事前に本協会に所定の届出を行い、原則として本協会が指名する検査員の認証を受けなければならない。この検査員は、施設委員会によって指名する者とし、対象艇を納入した製造業者を含むことが出来るものとする。

なお、この検査費用は使用者負担とする。

3 大会で使用するにおける同一種目の艇は同一メーカーの艇を使用すること。また、同一レースで使用する艇は、原則として同一製造年または1か年以内に製造された艇を使用するものとする。

第3条（実施時期）

本内規は、令和2年度の大会から適用する。

附則 本内規は令和2年4月10日から施行する。なお、平成27年8月24日から施行の内規は破棄とする。

制定 令和2年4月10日